

とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、とっとり住まいる支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内事業者による県産材を活用した住宅の建設及び改修に要する資金の一部を助成することにより、地場産業の振興に寄与するとともに、県民の住まいづくりを支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内事業者 県内に主たる事務所を有する建設業者をいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する一戸建ての建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。)第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。)又は建築物の部分(人の居住の用以外の用に供する建築物の部分と共用される部分を含む。)をいう。
- (3) 木造住宅 構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。)の過半が木造で、次に掲げる要件を全て満たす住宅(付属する木塀及び門を含む。)をいう。
 - ア 居住室、台所、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができる住宅であること。
 - イ 建築主(建売住宅の場合は購入者)自らの居住の本拠として、鳥取県内に新たに建設される住宅であること。
 - ウ 県内事業者がその建設工事を施工したものであること。
 - エ 補助の対象を同一とする県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。
- (4) 県産材 県内の森林から伐採された原木を県内で加工(機械プレカット加工を含む)した製材品又は部材の全てが同原木を県内で加工した木材で構成された製品(直交集成板(以下「県産CLT材」という。)、単板積層材、合板等)をいう。
- (5) 県産JAS製材 次に掲げる要件を全て満たす県産材をいう。
 - ア 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第1項の規定による格付(以下「格付」という。)が行われたもの(以下「日本農林規格県産材」という。)であること。
 - イ 含水率が20パーセント以下であること。
- (6) 県産機械等級区分構造材 次に掲げる要件を全て満たす県産JAS製材をいう。
 - ア 構造材であること。
 - イ 公益財団法人日本住宅・木材技術センターが認定した木材水分計を用いて県内で測定した含水率が20%以下であること又は単板積層材で含水率14%以下の格付を行ったものであること。
 - ウ 一般社団法人全国木材検査・研究協会が認定した機械等級区分装置を用いて県内で測定した曲げヤング係数が製材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1083号)第6条に定める等級E50以上のもの又は単板積層材の日本農林規格(平成20年農林水産省告示第701号)第4条に定める曲げヤング係数区分50E以上で格付されたものであること
- (7) 横架材 水平方向に架け渡される部材のうち梁(小屋梁、登り梁及び床梁を含む。)、桁(軒桁を含む。)及び胴差しをいう。
- (8) 県産内外装材 県産材を使用した内装仕上げ材及び外装仕上げ材で含水率20パーセント以下のもの(木塀及び門に使用するものを含む。)をいう。
- (9) 住民票 市町村長が交付する世帯全員の氏名、出生の年月日、世帯主又は世帯主との続柄、当該市町村の住民となった年月日、住所及びその住所を定めた年月日並びに当該市町村に転居する前の住所(ただし、三世帯同居等世帯に該当する場合で、当該市町村の区域内において新たに住所

を変更した者は、その直前の住所を含む。)が記載された住民票の写しをいう。

- (10) 子育て世帯等 次に掲げる要件のうち、申請日時点でいずれか1以上を満たす世帯をいう。
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「子供」という。)を養育する世帯
 イ 婚姻後10年以内の夫婦(以下「夫婦」という。)を含む世帯
- (11) 近居 同一小学校区内に居住すること(工事に伴う一時的なものを除く)。
- (12) 同居 同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住すること(工事に伴う一時的なものを除く)。
- (13) 三世代 子供を含む直系三世代以上又は夫婦とその直系尊属をいう。
- (14) 三世代同居等世帯 次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する世帯(住宅を新築、増築、改築、修繕又は模様替えを行う場合は交付申請日時点、第5条第3項の登録を受けた住宅(以下「登録住宅」という。)を購入する場合は売買契約時点、三世代が同居(アの場合は近居を含む。)している世帯を除く。)をいう。
 ア 直系尊属の世帯と新たに近居する子育て世帯等
 イ 直系尊属の世帯と新たに同居する子育て世帯等
 ウ 直系卑属の子育て世帯等と新たに同居する世帯
- (15) 伝統技能活用住宅 在来軸組工法又は伝統構法により建設し、県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅で、表1の左欄に掲げる伝統技能を使用し、同表の中欄の要件を満たす伝統技能の同表の右欄のポイント数の合計が4ポイント以上になるものをいう。

表1

伝統技能	要件	ポイント数
手刻み加工	木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業(電動工具を使用する場合を含む。)で加工すること。	4ポイント
下見板張り	県産材を使用し、外壁を40平方メートル以上施工すること。	2ポイント
左官仕上げ	40平方メートル以上の壁面を、外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げとし、内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げとすること。	2ポイント(珪藻土塗又はじゅらく塗の場合は1ポイント)
瓦ぶき	主要な屋根の過半に、国内で生産された瓦(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の規定による日本産業規格に適合したもの又はそれと同等以上の性能を有するものに限る。)を、瓦屋根標準設計・施工ガイドライン(一般社団法人全日本瓦工事業連盟他発行)に基づいて施工すること。	2ポイント
木製建具	県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製の建具で見付面積5平方メートル以上使用すること。	1ポイント(見付面積10平方メートル以上の場合は2ポイント)
畳	県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳(置き畳を除く。)を6畳以上使用すること。	1ポイント
構造材現し	居室において、小屋組又は床組みに使用した主要な横架材及び母屋の下端が見える場合(壁の部分を除く。)で、当該居室(収納を除く。)の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。	1ポイント(見上面積20平方メートル以上の場合は2ポイント)

- (16) 県産材活用改修 次に掲げる要件を全て満たして鳥取県内の既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替を行うことをいう。

ア 構造材若しくは下地材に県産材を0.3立方メートル以上使用するもの又は県産内外装材を見

付面積で1平方メートル以上仕上げるものであること。

イ 自ら居住（改修後に居住する場合を含む。）し、所有の権利を有する戸建住宅又は共同住宅の専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。）に係る工事（当該住宅と同一敷地内にあり、一体的に日常生活の用に供される車庫、物置、木塀、門等に係るものを含む。）であること。

ウ 県内事業者がその工事を施工したものであること。

エ 環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金（平成17年鳥取県条例第10号）の交付決定を受けた住宅（同日前に第5条第1項の登録を受けた住宅の購入に係るものを除く。）及び本補助金の交付決定を受けた住宅にあっては、当該補助金に係る規則第18条第1項に規定する額の確定通知の日から10年以上が経過していること（車庫、物置、木塀、門等の新設等当該住宅と明らかに区分できるもので、表3の左欄の（1）の助成のみを受ける場合を除く。）。

オ 補助対象を同一とする県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。

(17) 伝統技能活用改修 県産材活用改修の場合で、次に掲げる伝統技能のうち、いずれか2以上が使用されたものをいう。

ア 建築大工技能（県産材を使用し、かつ、建築大工技能を活用して室内の見え掛かり部分（床材、壁材、天井材等）の仕上げ改修を行う部分の見付面積（柱、梁等の構造材の見付面積を除く。）と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7平方メートル以上のものに限る。）

イ 左官仕上げ（面積7平方メートル以上の壁面を、外壁の場合にあってはモルタル塗、漆喰塗その他こて塗仕上げ、内壁の場合にあってはモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他こて塗仕上げとするものに限る。）

ウ 木製建具（県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積3平方メートル以上使用するものに限る。）

（補助金の交付）

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅の新築、増築若しくは改築を行う者又は木造住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入する者（増築又は改築を行う場合は、当該部分のみで前条第3号に掲げる要件を満たしているものに限る。）であって当該住宅を設計した建築士からその省エネルギー消費性能についての説明を受けた者

(2) 県産材活用改修を行う者（前号に該当する者を除く。）

2 本補助金の額は、1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。

(1) 前項第1号に掲げる者に交付する補助金

表2の左欄の区分の（1）に対し同表の中欄に定める額とする。ただし、同表の左欄の区分の（2）から（7）までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額）を加えた額（補助金額は100万円を限度とする。）に、同表の左欄の区分の（8）に該当する場合は、性能区分に応じて同表の中欄に定める額を加算した額とする。

表2

区分	補助金額	上限額	
(1) 県産材	県産材を10立方メートル以上使用した場合は定額15万円	—	
(2) 県産規格材	県産規格材の使用量（立方メートル単位とし、1に満たない端数を切り捨てる。）に1万円を乗じて得た額	県産規格材の使用量に応じた上限額は次のとおり。	
		15立方メートル未満	10万円
		15立方メートル以上 20立方メートル未満	15万円

		20 立方メートル以上 25 立方メートル未満	20 万円
		25 立方メートル以上	25 万円
(3) 県産機械等級区分構造材	県産機械等級区分構造材の使用量（1立方メートルに満たない端数を切り捨てる。）に横架材は3万円、横架材以外は2万円を乗じて得た額を加算した額		30 万円
(4) 県産内外装材、県産CLT材	県産内外装材を使用する場合は見付面積（1平方メートル未満は切り捨てる。）に3千円を乗じて得た額に県産CLT材を1立方メートル以上使用する場合は定額5万円を加算した額		20 万円
(5) 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円（国の子育て世帯・若年夫婦世帯に対する新築又は改修の補助金を利用する者（以下「国の子育て世帯等支援補助金利用者」という。）を除く。）		—
(6) 三世代同居等世帯	三世代同居等世帯に該当する場合、定額10万円		—
(7) 伝統技能活用住宅	伝統技能活用住宅の場合、定額20万円		—
(1) から (4) までは県産材の材料代、(5) から (7) までは木造住宅の建設費を補助対象経費とする。			

(2) 前項第2号に掲げる者に交付する補助金

表3の左欄の区分の(1)に対し同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額。以下同じ。）とする。ただし、同表の左欄の区分の(2)から(4)までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額を加えた額（補助金額は改修工事費（仕入控除税額（改修工事費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）の1/2（千円未満は切り捨てる。）又は50万円のいずれか低い額を限度とする。）とする。

表3

区分	補助金額	上限額
(1) 県産材	構造材又は下地材は県産材の使用量（0.1立方メートルに満たない端数は切り捨てる。）に2万円を乗じて得た額に、県産内外装材は見付面積（平方メートル単位とし、1に満たない端数は切り捨てる。）に2千円を乗じて得た額を加算した額	25 万円
(2) 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円（国の子育て世帯等支援補助金利用者を除く。）	—
(3) 三世代同居等世帯	三世代同居等世帯に該当する場合、定額10万円	—
(4) 伝統技能活用改修	建築大工技能は見付面積に1万1千円を乗じて得た額、左官仕上げ改修は施工面積に1万3千円を乗じて得た額、木製建具改修は、見付面積に1万9千円を乗じて得た額とする。（各伝統技能の面積は平方メートル単位とし、1に満たない端数は切り捨てる。）	15 万円
(1) は県産材の材料代、(2) から (4) までは住宅の改修費を補助対象経費とする。		

(建売住宅の登録)

第5条 建売住宅を建設する者は、当該住宅を購入した者が本補助金の交付を受けることができる住宅（以下「補助対象住宅」という。）として登録するよう、毎年3月20日（休日のときは、直前の平日）を期限として当該住宅の建設工事に着手する前に、様式第1号の申請書により所管事務所長（当該住宅の所在地を管轄する総合事務所長又は東部建築住宅事務所長をいう。以下同じ。）に申請することができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 配置図及び平面図
- (2) とっとり住まいる支援事業建売住宅事業計画書（様式第2号）
- (3) その他所管事務所長が必要と認める書類

3 所管事務所長は第1項の規定による申請のあった建売住宅の登録（以下「登録」という。）を決定したときは、様式第3号により申請者に通知するものとする。

4 登録住宅を建設する者（第8条第1項の規定による承認を受けて、その者の地位を承継した者を含む。以下「建売事業者」という。）は、登録の決定日が属する年度内に着工しなければならない。

（登録の辞退）

第6条 建売事業者は、登録住宅の建設を中止したとき、又は設計変更等により補助対象住宅に該当しなくなったときは、様式第4号の届出書により所管事務所長にその旨を届け出なければならない。

（登録の取消し）

第7条 所管事務所長は、登録住宅が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による届出があったとき。
- (2) 補助対象住宅に該当しなくなったとき。
- (3) その購入について本補助金が交付されたとき。
- (4) 登録から1年を経過するまでの間に、本補助金の交付申請が行われなかったとき。
- (5) 建売事業者以外の者が他者に譲渡するために承継取得したとき。
- (6) その他建売事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

2 所管事務所長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を建売事業者へ通知するものとする。

（地位の承継）

第8条 建売事業者から他者に譲渡するために登録住宅を承継取得した者は、当該事業者の地位を承継することについて、様式第5号の申請書により所管事務所長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 所管事務所長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を申請者へ通知するものとする。

（交付申請の時期等）

第9条 本補助金の交付申請は、毎年3月20日（休日のときは、直前の平日）を期限とし、木造住宅の建設又は県産材活用改修を行う場合にあつては当該申請に係る住宅の建設工事又は改修等工事に着手する前、登録住宅を購入する場合にあつては第5条第3項の規定による登録決定の通知日から1年を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、第4条第1項第1号に掲げる者の場合にあつては様式第6号、同項第2号に掲げる者の場合にあつては様式第6号の2とし、規則第5条第3号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 配置図（ただし、県産材活用改修の場合で、車庫、物置、木塀、門等に係る工事又は増改築を伴わないときは、この限りでない。）
- (2) 平面図（県産材活用改修の場合は、改修部分の図面に改修内容を明示したもの。以下同じ。）
- (3) 建設工事が完了している登録住宅を購入した場合は、第12条第2項各号に定める書類

- (4) 県産材活用改修の場合は工事契約書の写し
 - (5) 新築の場合にあつては、省エネルギー性能説明書（様式第11号）
 - (6) その他所管事務所長が必要と認める書類
- 3 登録住宅を購入する場合は、前項第1号及び第2号の書類を省略することができる。
- 4 第2項第3号に該当する場合は、第1項の申請をもって第12条第1項の報告があつたものとみなす。
- 5 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第10条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から15日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第7号によるものとする。ただし、前条第2項第3号に該当する場合は、様式第7号の2により規則第18条第1項の規定による額の確定を併せて行うものとする。
- 3 本補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、登録住宅を購入する場合を除き、当該交付決定の日の属する年度内に着工し、かつ、翌年度の1月31日までに補助事業を完了しなければならない。
- 4 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更等）

第11条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の3分の1を超える減額
 - (2) 補助事業者の変更
- 2 本補助金の変更承認申請は、本補助金の交付決定を受けた住宅（以下「交付決定住宅」という。）の建設工事又は改修等工事が完了するまでに行わなければならない。
- 3 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第12条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、第4条第1項第1号に掲げる者の場合にあつては様式第6号、同項第2号に掲げる者の場合にあつては様式第6号の2によるものとし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。
- (1) 完成写真及び口座振込依頼書
 - (2) 検査済証の写し（建築確認が不要の場合は建築工事届の写し）又は現場審査に関する通知書（竣工時）の写し（独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けた場合に限る。）
 - (3) 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
 - (4) 県産JAS製材を使用した場合は、鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材であることを証明する書類の写し及び含水率の測定結果写真（日本農林規格県産材であることを証明する書類の写しで含水率20%以下であることを証することができる場合を除く。）
 - (5) 県産機械等級区分構造材を使用した場合は、機械等級区分構造材一覧表（様式第8号）又は同

等の内容を記載した証明書類若しくはその写し

- (6) 機械プレカット加工を行った場合（第3号の県産材の産地証明書の写しにプレカット業者の記載がある場合を除く。）は、県内プレカット加工証明書（様式第9号）又はその写し
 - (7) 県産CLT材を使用した場合は、県産CLT材であることを証明する書類の写し
 - (8) 県産内外装材を使用した場合は、見付面積及び使用場所を図示した立面図、展開図等の図面並びに含水率の測定結果写真（日本農林規格県産材であることを証明する書類の写しで含水率20%以下であることを証することができる場合を除く。）
 - (9) 登録住宅を購入する場合は、その購入契約書の写し
 - (10) 子育て世帯等の場合は、交付決定住宅に転居後の世帯全員の住民票（ただし、第3条第9号のアに該当しない場合は、当該住民票及び戸籍謄本又は戸籍抄本）
 - (11) 三世同居等世帯の場合は、交付決定住宅に転居後の同居又は近居の対象となる直系親族世帯全員の住民票（ただし、同居又は近居の対象となる直系親族と姓が異なるときは、当該住民票及び申請者の戸籍謄本等の直系親族とわかる書類）
 - (12) 伝統技能活用住宅又は伝統技能活用改修の場合は、次の伝統技能（アを除く。）の施工面積及び施工箇所を図示した立面図、展開図等の図面並びに活用する伝統技能ごとに次に掲げる書類
ア 手刻み加工 仕口、継手等を加工している写真（建築主名を記載した工事看板を写し込んだもの）
イ 下見板張り 施工後の写真（建築主名を記載した工事看板を写し込んだもの）
ウ 左官仕上げ こて塗りが確認できる施工状況写真（建築主名を記載した工事看板を写し込んだもの）
エ 瓦ぶき 瓦の留め付け状況及び棟の補強金物及び屋根下地への緊結状況がわかる写真（建築主名を記載した工事看板を写し込んだもの）
オ 木製建具 建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了後の写真（建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板を写し込んだもの）及び当該木製建具に係る納品書の写し
カ 畳 設置完了後の写真（建築主名、畳業者名を記載した看板を写し込んだもの）及び当該畳に係る納品書の写し
キ 構造材現し 施工後の写真（建築主名を記載した工事看板を写し込んだもの）並びに全ての梁、桁及び母屋を記載した伏図（小屋伏図及び床伏図をいう。）に、居室で構造材現しになっているものを色分けした資料
ク 建築大工技能 施工状況の写真（建築主名を記載した工事看板を写し込んだもの）
 - (13) 第5条第1項の規定による登録申請又は第9条第1項の規定による交付申請で提出した配置図又は平面図に変更があった場合は、その書類
 - (14) その他所管事務所長が必要と認める書類
- 3 所管事務所長は、独立行政法人住宅金融支援機構の融資に係る証明において必要な場合は、前項第10号及び第11号の住民票並びに同項第15号の書類について、事前提出を求めることができる。この場合において、住民票は、交付決定住宅に転居前のものでよい。
- 4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）であって第4条第1項第2号に該当する者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、改修工事費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第12号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（進捗状況報告書）

第13条 規則第17条第3項の規定による報告は、翌年度の4月14日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第10号によるものとする。

(財産の処分制限)

第14条 規則第25条第2項ただし書の規定により知事が別に定める期間は、10年とする。

(提出書類の部数等)

第15条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、正本1部とし、所管事務所に提出しなければならない。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月27日に施行し、平成30年4月2日から適用する。
- 2 この改正前に交付決定又は登録決定を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月27日に施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この改正前に交付決定又は登録決定を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月31日に施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この改正前に交付決定又は登録決定を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月23日に施行し、令和2年7月1日から適用する。ただし、様式第8号

の改正は令和2年度事業から適用する。

- 2 この改正前に交付決定又は登録決定を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月25日に施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この改正前に交付決定又は登録決定を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月31日に施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この改正前に交付決定又は登録決定を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月31日に施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この改正前に交付決定又は登録決定を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月31日に施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この改正前に交付決定又は登録を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。